

西九州新幹線（長崎・武雄温泉）
諫早市開業 PR ロゴマーク使用取扱要領

（趣旨）

第1条 この要領は、別記「西九州新幹線（長崎・武雄温泉）諫早市開業 PR ロゴマーク」（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合の取扱に関し、必要な事項を定める。

（ロゴマークに関する権利）

第2条 ロゴマークに関する一切の権利は、諫早市（以下「市」という。）に属する。

（使用にかかる申請等）

第3条 ロゴマークの使用者は市に対し、使用用途等について WEB、又は、所定の届出書により届出を行うものとする。

（使用料）

第4条 使用料は、無料とする。

（使用上の遵守事項）

第5条 ロゴマークの使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1）市又は西九州新幹線の品位を傷つけ、またはロゴマークのイメージを損なうような方法で使用しないこと。
- （2）定められた色、形等を正しく使用すること。
- （3）法令又は公序良俗に反し、または反するおそれのあるような用途で使用しないこと。
- （4）特定の個人、政党または宗教団体等を支援し、または公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるような方法で使用しないこと。
- （5）次のいずれかに該当する者に益する方法で使用しないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 役員等が暴力団員である者、又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者
 - エ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- （6）物品等には「©諫早市」との表記を付すること。ただし、市が認めた場合はこの限りではない。
- （7）その他、市が不相当と認める方法で使用しないこと。

（使用中止及び削除の要請）

第6条 市は、ロゴマークの使用がこの要領に違反していると認められるときは、使用者等に対し、当該ロゴマークの補正、使用中止、削除及び使用物件の回収等の措置を要請することができる。

（責任の制限）

第7条 前条の規定により、ロゴマークの補正、使用中止、削除及び使用物件の回収等を行った場合、使用していた者に損害が生じても、市はその責めを負わない。

2 ロゴマークの使用者が、ロゴマークの使用によって、第三者に対して損害または

損失を与えた場合でも、市は、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わない。

(補足)

第8条 この要領に定めるもののほか、ロゴマークの取扱について必要な事項は、市が別に定める。

附則

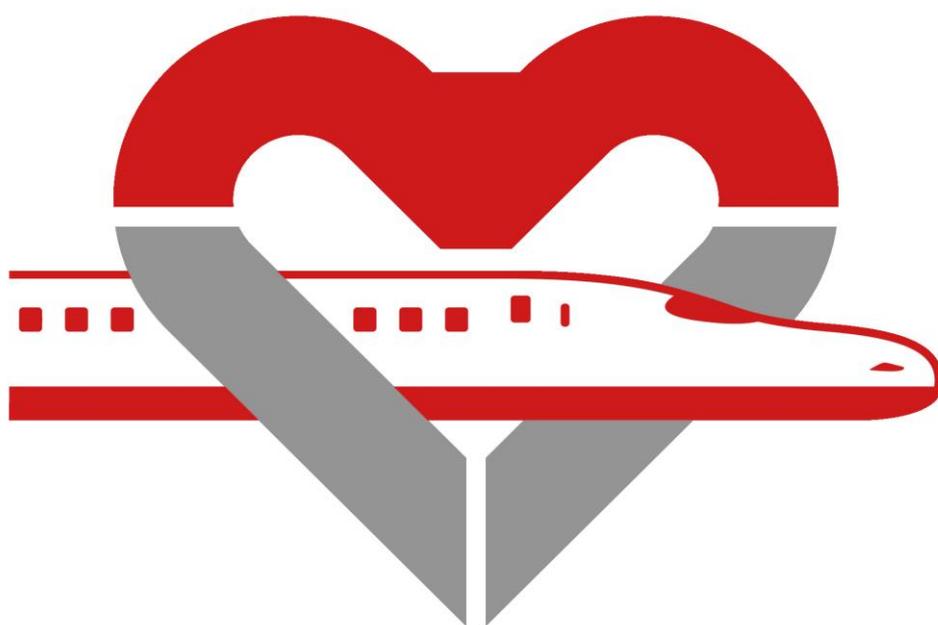
この要領は、令和3年3月30日から施行する。

附則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

別記

西九州新幹線（長崎・武雄温泉）諫早市開業 PR ロゴマーク



いさはや と LINK
いさはや 去 LIKE